

裴駟『史記集解』に引かれる『漢書音義』(二)

遠藤 由里子

0. はじめに

後漢の班固撰『漢書』の注釈書は、早い時期から数多く著わされた。その一である『漢書音義』は、複数の撰者によって同名別本『漢書音義』(以下『音義』と略称)として世に出された。^①しかし、その全てが夙に散佚して今日に伝わらず、その全貌を知ることはできないが、南朝宋の裴駟撰『史記集解』(5世紀中頃成書、以下『集解』と略称)には『音義』が多く引用されており、そこからその一端はうかがえよう。

裴駟が『集解』を撰述するにあたって引用した『音義』は、果してどの撰者の『音義』であったのか明らかにされていない。この問題については今しばらくの考察が必要である。よって、小稿では特定撰者の『音義』ではなく、暫定的に、広く裴駟が引用した『音義』として扱う。『音義』を引用するにあたり、裴駟は以下の如く述べている。

臣瓚の説は、彼の姓氏が明らかでないため、単に「瓚曰」とし、注釈者の姓名共に不明の説については、「漢書音義曰」とだけ記して引用した。^②

即ち、『音義』所引の注釈を、臣瓚及び注釈者不明の二説に大別したことになる。本稿では臣瓚について小考を行い、前稿^③に引きつづいて『集解』所引の臣瓚注と、顔師古注『漢書』(641年成書)における該当本文下の注釈とを対照し、検討を行いたい。

1. 臣瓚について

臣瓚に関して裴駟は、

(1)姓氏は不明^④

と言い、顔師古も、

(2)姓氏及び郡県は不詳^⑧

と述べている。(1)の記述については、唐の司馬貞が『史記索隱』で、(2)の記述については、清の王先謙が『漢書補注』で、それぞれ次のように注釈を行っている。

(1)臣瓚とは傳瓚のことであるのに、劉孝標は于瓚であるとしている。^⑨

何法盛の『晉書』^⑩に依れば、于瓚は東晋の穆帝時代(345~361)の大將軍であったが、『漢書』に注釈を行ったとは書かれていない。又、臣瓚の『漢書』注には『祿秩令』及び『茂陵書』が引用されているが、この二書は西晋時代に亡びてしまったので、于瓚は見えていないのである。臣瓚を傳瓚であるとするのは、「穆天子傳目錄」に、傳瓚は校書郎となり、荀勗と共に『穆天子傳』を校定したと記されており、その校定は西晋時代に行われた所から、『茂陵書』等の書はまだ見ることができたからである。又、「臣」と称しているのは、秘書をつかさどる職にあったので、臣下の自称として「臣瓚」としたのである。^⑪

王先謙は更に史料を挙げて論述している。

(2)臣瓚について裴駟「史記集解序」は「莫知姓氏」、韋稜『續訓』も又「未詳」、劉孝標『類苑』は「于瓚」、酈道元『水經注』は「辟瓚」であるとしている。姚察『訓纂』に依れば、于瓚は庾翼(305~345)の主簿兵曹參軍となり、後には建威將軍となった、とある。又、『晋中興書』に依れば、庾翼が病没すると于瓚は乱をおこしたが、長史の江彪がこれを討った、とある。しかし『漢書』に注釈を行ったとは記されていない。臣瓚が採用した諸家の音義は、服虔と孟康のもの以外は全て西晋末の乱^⑫でほろびてしまい、江南には伝わらなかった。又、臣瓚は「高帝紀」では『茂陵書』を、「文帝紀」中では『漢祿秩令』を引用しているが、^⑬この二書も又亡逸して江南には伝わらなかった。以上のことから、臣瓚は西晋末の乱以前の人であることがわかる。だから、先行する音義書や『茂陵書』『漢令』等を見ることができたのである。……

もし、臣瓚が于瓚であるとする、于瓚は東晋の人であるので、年代が前後して合わなくなる。よって于瓚ではないことがわかる。又、「穆天子傳目錄」には「秘書校書郎中傳瓚校」と記され、『古穆天子傳』

は「汲冢の不準が古い墓をあばいてこの書を得た」と述べている。『漢書音義』で臣瓚は『汲書』⁹を多く引いて諸家の説を駁論している所から、臣瓚とは恐らく傳瓚のことであろう。又、校書郎中という官に就いていた所から「臣」と称したのである。顔師古は「後人が瓚の姓を斟酌して傳という姓をつけたのであり、信ずるに足る証がない」と言っている。洪頤煊は「劉昭の續漢志注補と杜祐の通典は于瓚につき、司馬貞の史記索隱と李善の文選注は傳瓚につくる」と言っている¹⁰。

以上を整理すると、臣瓚はその注釈中に西晋末の乱で散逸した『茂陵書』『漢祿秩令』を引用している所から、乱以前、即ち西晋の人であり、よって東晋の于瓚ではあり得ないと司馬貞・王先謙ともに論じて、劉孝標の説を退けているが、直接この二書を目にし得ないでも、師伝の説として援用することはできたであろう。しかし于瓚が『漢書』に注したという証はない。

次に、臣瓚は傳瓚である、とする説であるが、その引用書及び「穆天子傳目錄」の記載等から、司馬貞・王先謙ともにこの説を肯定している。傳瓚は西晋の人であるから『茂陵書』等を目の当りにすることができ、又その秘書校書郎中という官に就いていた所から、臣下の称として「臣瓚」と名のつたのであるとしている。しかし、『茂陵書』等を使用して『漢書』に注釈を施すための条件は傳瓚に整っていたが、果して実際に『漢書』注を著したか否かは不明である。顔師古の言うように、今となっては信ずるに足る確たる証がなく、¹¹ 傳瓚であると断定はできない。

他に、臣瓚に該当する人物として、『水經注』では薛瓚、¹² 洪頤煊は王瓚¹³を挙げているが、傳瓚とする説以上に、そうであると積極的に肯定できる証がない。やはり、通称としての「臣瓚」を用いるより他に方法はない。

2. 『集解』中の「瓚曰」について

裴駟は『集解』中で『音義』を引用する際、前述のように、臣瓚の説は単に「瓚曰」とだけ記し、姓名共に不明の注釈者の説は一括して「漢書音義曰」と記した。よって「瓚曰」とは「漢書音義臣瓚曰」のことを指すが、この「瓚曰」は『集解』中に148条ある。この148条注釈が、顔師古注『漢書』における該当本文下ではどの様に注解がなされているか、前稿同様に調査した。結果は次に示す通りである。

- 〔1〕『漢書』該当注と一致、或はほぼ一致するもの 86条
 〔2〕『漢書』該当箇所^に臣瓚注がないもの 52条
 〔2-1〕 上記のうち、他者の注釈と一致、或はほぼ一致するもの 12条
 〔2-2〕 上記のうち、顔師古注のみ記載されているもの 30条
 (9条が〔2-1〕と重複する)
 〔3〕不明(『漢書』該当箇所^に注のないものを含む) 10条

〔1〕・〔2〕は、基本的には『漢書』注を著すにあたり、顔師古によって取捨選択された結果であるが、^⑧ここで問題としたいのは、以下に示す〔2-1〕の12条、つまり、『集解』では臣瓚注であったが、顔師古注『漢書』では他者の注として記されているものである。

〈例〉
 「史記本文」
 『集解』注：……
 「漢書本文」
 注：……………

①「以取敖倉粟。」(項羽本紀)

瓚曰：敖、地名、在滎陽西北山、臨河有大倉。

「以取敖倉粟。」(高帝紀上)^⑨

孟康曰：敖、地名、在滎陽西北、山上臨河有大倉。

ほぼ同一注の注釈者が『集解』では臣瓚、顔注『漢書』では孟康となっているが、『史記』にはもう一箇所同様の注がある。

「以取敖倉」(高祖本紀)

正義 孟康云：敖、地名、在滎陽西北、山上臨河有大倉。

太康地理志云：秦建敖倉於成臯。

顔注『漢書』より後に著わされた『正義』、即ち張守節『史記正義』^⑨の注釈であるが、顔師古注と同じく注釈者は孟康で、一字一句違わぬ注を記している。

②「遇剛武侯、」(高祖本紀)

應劭曰：楚懷王將也。

漢書音義曰：功臣表云棘蒲剛侯 陳武、武、一姓柴。「剛武侯」宜爲「剛侯武」、魏將也。

瓚曰：功臣表 柴武以將軍起薛、別救東阿、至霸上、入漢中、非懷王將也、又非魏將也、例未稱諡。

「遇剛侯武、」(高帝紀上)

應劭曰：楚懷王將也。功臣表 棘蒲剛侯 陳武。武一姓柴。剛武侯宜爲剛侯武、魏將也。

孟康曰：功臣表 柴武以將軍起薛、至霸上、入漢中、非懷王將、又非魏將也、例未有稱諡者。

師古曰：史失其名姓、唯識其爵號、不知誰也。不當改剛武侯爲剛侯武。應氏以爲懷王將、又云魏將、無所據矣。

引用語句に多少の異同は認められるが、『集解』では應劭、『音義』別々にたてられていた注が、顔注『漢書』では應劭一注に、又、臣瓚注が顔注『漢書』では孟康注となっている。先ず、『漢書』應劭注であるが、注釈の内容から、『集解』の方が本来の姿であると思われる。或は、裴駟は『音義』に引かれている注釈者不明注として「漢書音義曰」としたが、その注者は顔注『漢書』に示されているように應劭であったかも知れない。しかし、顔師古も「應氏は、剛武侯は楚の懷王の將であり、……魏の將である、と言っているが、根拠がない」と述べているように、注釈内容の筋道がたたない。次に、ほぼ同一の注が①同様、臣瓚から孟康へと注者が変わっている。

③「蒼任人爲中候、」(張丞相列傳)

張晏曰：所選保任者也。

瓚曰：中候、官名。

「蒼任人爲中候、」(任敖傳)

張晏曰：所選舉保任也。按中候、官名。

師古曰：蒼有所保舉、而其人爲中候之官。

「任」「中候」に関する注が、『集解』では張晏と臣瓚の二注となっているが、顔注『漢書』では張晏注一つにまとめられている。

以下⑫まで全て、『集解』では「瓚曰」と記されている注釈が、顔注『漢書』では「師古曰」、即ち顔師古自注となっているものである。

④「考入海方士、」(封禪書)

服虔曰：疑詐、故考之。

瓚曰：考校其虛實也。

「考入海方士、」(郊祀志上)

師古曰：考、校其虛實也。

「考（、）校其虛實也。」は決して一般的で通常行なわれている「考」の注釈ではない。先人の説として臣瓚注を挙げるべきであろう。

⑤「水隤以絶商顔、」（河渠書）

瓚曰：下流曰隤。

「水隤以絶商顔、」（溝洫志）

師古曰：下流曰隤。

『集解』では「下流曰隤」、顔注『漢書』では「下流曰隤。」と注されているが、この用字の違いは本文の差異から生じた結果であるので、同一注と見做して差し支えないであろう⁹。

⑥「還攻武彊、」（曹相國世家）

瓚曰：武彊城在陽武。

「還攻武彊、」（曹參傳）

師古曰：武彊城在陽武。

簡略でやや特殊性に欠ける注釈であるが、『集解』顔注『漢書』共に単独注であるので〔2-1〕に分類した。

⑦「常爲人吹簫給喪事、」（絳侯周勃世家）

如淳曰：以樂喪家、若俳優。

瓚曰：吹簫以樂喪賓、若樂人也。

「常以吹簫給喪事、」（周勃傳）

師古曰：吹簫以樂喪賓、若樂人也。

瓚注と師古注は全くの同一であるが、王先謙は、「顔師古注は元來臣瓚注である」と断じている。¹⁰

⑧「始南皮、章武侯先帝不侯、」（絳侯周勃世家）

瓚曰：南皮、竇彭祖、太后兄子。章武侯、太后弟廣國。

「始南皮及章武先帝不侯、」（周勃傳）

師古曰：南皮、竇彭祖、太后弟長君之子。章武、太后母弟廣國。

瓚注では「南皮は太后の兄の子。章武侯は太后の弟廣國」、師古注では「南皮は太后の弟長君の子。章武は太后の母の弟廣國」となっているが、師古注は明かに誤謬である。史実は以下の通りである。

『漢書』外戚恩澤侯表

南皮侯 竇彭祖 以皇太后兄子侯。

章武景侯 竇廣國 以皇太后弟侯。萬一千戶。^⑧

- ⑨「欲王盧縮、爲羣臣缺望。」(盧縮列傳)

如淳曰：缺音「缺別」之「決」。望猶怨也。

瓚曰：缺謂相缺而怨望也。

韋昭曰：缺猶冀也。

「上欲王盧縮、爲羣臣缺望。」(盧縮傳)

師古曰：缺謂相缺也。望、怨望也。缺音決。

『集解』の如淳・臣瓚・韋昭注は全て示されず、臣瓚注を二分割した形の師古注のみが挙げられている。^⑨

- ⑩「故先言斬將擐旗之士。」(叔孫通列傳)

張晏曰：擐、卷也。

瓚曰：拔取曰擐。楚辭曰「朝擐阨之木蘭」。

「故先言斬將擐旗之士。」(叔孫通傳)

師古曰：擐、拔取，音騫。

⑨と同様、張晏・臣瓚注は示されず、臣瓚注と同一内容の師古注のみが挙げられている。⑨の「缺」もこの「擐」の注釈も共に一般的な語義ではないので、やはり先人の注として臣瓚を挙げるべきであろう。

- ⑪「信教單于益北絕幕。」(匈奴列傳)

應劭曰：幕、沙幕、匈奴之南界。

瓚曰：沙土曰幕、直渡曰絕。

「信教單于益北絕幕。」(匈奴傳上)

師古曰：直渡曰絕。

顏注『漢書』には同様の注釈が他に二箇所示されている。

「絕河津。南、戰雒陽東、軍不利、從轅轅至陽城。」(高帝紀上)

臣瓚曰：險道名也、在緱氏東南。

師古曰：直渡曰絕。轅音環。

「夏四月、衛青復將六將軍絕幕。」(武帝紀)

應劭曰：幕、沙幕、匈奴之南界也。

臣瓚曰：沙土曰幕。直度曰絕。

師古曰：應、瓚二說皆是也、而說者或云是塞外地名、非矣。幕者、即今之突厥中磧耳。李陵歌曰「徑萬里兮渡沙幕」。

『集解』所引注「沙土を幕といい、直渡(ただちに渡る、まっすぐ渡る)

を絶という」を顔注『漢書』武帝紀ではそのまま臣瓚注として引用し、主に前半部分「幕」に関する應劭・臣瓚説について顔師古は言及している。しかし、匈奴傳上及び高帝紀上では後半部分「絶」に関して、臣瓚説ではなく自説として注釈している。^⑧

⑫「地固澤鹵、」（主父偃列傳）

徐廣曰：澤、一作「斥」。

瓚曰：其地多水澤、又有鹵。

「地固澤鹵、」（主父偃傳）

師古曰：地多沮澤而鹹鹵。

「地固^もより澤鹵」の「澤鹵」について、臣瓚は「水澤が多く、鹵（塩分）を含む」と注釈し、顔師古も「沮澤（湿気）多く、鹹鹵（塩分を含んだ地）」と同様の注釈を行なっている。この二者の注釈について、王先謙は次のように王念孫の説^⑨を援用している。

顔師古は薛瓚^⑩注を用いたため誤った。「澤鹵」とは即ち「斥鹵（塩分が多くて耕作不能の地）」のことであり、「沮澤」のことをいうのではない。……瓚は「澤鹵」を二義に、即ち「澤」と「鹵」に分けて解釈したので、本義を失ってしまったのである。^⑪

注釈内容の当否は別として、やはり顔師古注の前提として、臣瓚説を挙げる必要があろう。

以上、『集解』における臣瓚注が、顔注『漢書』では他者の注として扱われている12条のうち、②・③以外は全て顔注『漢書』では単独注であり、更に①・②・③以外の9条は顔師古の単独自注である。①・②・③については、顔注『漢書』の中の孟康・張晏注をさらに調査したのち再考したい。

④～⑫は単独注であるので、前稿で示した一例のように、他者の注釈の中に本来ある筈のない「師古曰」の三文字が偶発的に挿入された結果であるとは考えにくい。又、その師古注の中でも先人である臣瓚説については全く言及されていない。『集解』・顔注『漢書』二書の成立年から考えても、『集解』が先行するのであるから、本来師古注であったものが逆に臣瓚注に代えられたとは無論考えられない。これは、顔師古自身或は後人の手によって意図的に整理を受けた結果なのか。いずれにしても、質量ともに膨大な顔師古注のごく一部分であるが、そこには臣瓚注に限らず、他者の注が師古注として埋もれている可能性がある。次稿以降、引きつづき検討したい。

〔注〕

- ①書名に「漢書音義」と冠されている注釈書は、『隋書』經籍志に2本、『舊唐書』經籍志に3本、『新唐書』藝文志には6本、それぞれ載録されている。
- ②裴駟「史記集解序」：漢書音義稱「臣瓚」者、莫知氏姓、今直云「瓚曰」。又都無姓者、但云「漢書音義」。
- ③「裴駟『史記集解』に引かれる『漢書音義』(一)」梅光女学院大学論集27号 平成6年3月。
- ④注②参照。
- ⑤「漢書敘例」：臣瓚不詳姓氏及郡縣。
- ⑥劉孝標(梁462~521)の『類苑』。
- ⑦正しくは『晉中興書』を指す。
- ⑧『史記索隱』：司馬貞案、即傳瓚、而劉孝標以爲于瓚、非也。據何法盛 晉書、于瓚以穆帝時爲大將軍、誅死、不言有注漢書之事。又其注漢書有引祿秩令及茂陵書、然彼二書亡于西晉、非于所見也。必知是傳瓚者、案、穆天子傳目錄云傳瓚爲校書郎、與荀勗同校定穆天子傳、即當西晉之朝、在于之前、尙見茂陵等書。又稱「臣」者、以其職典祕書故也。
- ⑨『漢書補注』：(王先謙)案、裴駟史記序云、莫知姓氏、韋稜續訓又言未詳、而劉孝標類苑以爲于瓚、酈元注水經以爲薛瓚。姚察訓纂云、案、庾翼集于瓚爲翼主簿兵曹參軍、後爲建威將軍。晉中興書云、翼病卒而大將于瓚等作亂、翼長史江彪誅之、于瓚乃是翼將、不載有注解漢書、然瓚所采衆家音義、自服虔・孟康以外、並因晉亂湮滅、不傳江左、而高紀中、瓚案茂陵書、文紀中、案漢祿秩令、此二書亦復亡矣、不得過江、明此、瓚是晉中朝人、未喪亂之前、故得見其先輩音義及茂陵書・漢令等耳。……若謂爲于瓚乃是東晉人、年代前後了不相會、此瓚非于足可知矣。又案、穆天子傳目錄云、祕書校書郎中傳瓚校、古穆天子傳曰、記穆天子傳者、汲冢人不準盜發古冢所得書。今漢書音義臣瓚所案多引汲冢以駁衆家訓義、此瓚疑是傳瓚、瓚時職典校書、故稱臣也。顏師古曰、後人斟酌瓚姓、附之傳族耳、既無文未足取信。洪頤煊曰、劉昭續漢志注補・杜祐通典作于瓚。司馬貞索隱・李善文選注作傳瓚。
- ⑩五胡十六國の乱(304~439)勃発の引金となった永嘉の乱を指す。
- ⑪「高帝紀」「文帝紀」にとどまらず、各所でこの二書は引用されている。
- ⑫西晋時代、汲冢の不準が古冢を掘って得たといわれる書の総称。又、汲冢書。臣瓚は「汲冢古文曰」「汲冢古文曰」と称して引用している。
- ⑬『讀書叢録』、未見。
- ⑭「漢書敘例」：學者又斟酌瓚姓、附著安施、或云傳族、既無明文、未足取信。
- ⑮薛瓚に関しては史料がなく、手懸りがつかめないが、王先謙『漢書補注』中にも、当然「臣瓚」とすべきを、僅かな数ではあるが、「薛瓚」「薛瓚」としている箇所がある。
- ⑯王瓚(王讚、王贊)に関しては以下の史料がある。

『晉書』李胤傳：(李胤)太康三年(282A.D.)薨、詔遣御史持節監喪致祠、諡曰成。皇太子命舍人王贊誄、文義甚美。

『晉書』孫謐傳：……先是、朝廷議立晉書限斷、中書監荀勗謂宜以魏正始起年、著作郎王瓚欲引嘉平已下朝臣盡入晉史、于時依違未有所定。惠帝立(291A.D.)、更使議之。

『隋書』經籍志 卷四：散騎侍郎王讚集五卷、亡。

更に、傍系の資料ではあるが、顔注『漢書』より少し後の李善注『文選』(658年成書)には以下の記述がある。

王正長「雜詩」李善注：臧榮緒晉書曰、王讚、字正長、義陽人也、博學有俊才、辟司空掾、歷散騎侍郎、卒。

年代的には、いずれにしても西晋時代の人物であるので、『茂陵書』等を見ることができた筈であるが、やはりどの史料からも『漢書』との接点は見あたらない。

⑰顔師古は叔父顔游秦の『漢書決疑』の説を多く採り入れた(王先謙「漢書補注序例」)ところから、或は顔游秦に依るとも考えられるが、諸家注釈の取捨選択は最終的に顔師古の判断に依ると考える。

⑱『史記』項羽本紀は、『漢書』では無論「項籍傳」に該当するが、「項籍傳」中の「取敖倉食」に注釈は全くつけられていない。

⑲唐開元24年(736)成書。

⑳『說文解字』では、

積、禿兒、从禿貴聲、

隳、下隊也、从阜、貴聲、

のように別義になっているが、『集韻』では、

隳、說文下隊也、或作類・頽・墳、通作積

と注されている。

㉑『漢書補注』：……先謙曰、顔注本臣瓚。

㉒『史記』惠景間侯者年表にも同様の記載がある。

(南皮)以孝文后兄竇長君子侯、六千四百六十戸。

(章武)以孝文后弟侯、萬一千八百六十九戸。

㉓『文選』には次の記述がある。

吳都賦「～則非列國之所缺望也」李善注：

漢書曰、上欲王盧縮、爲群臣缺望。

臣瓚曰、缺謂相缺而怨望也、缺音決。

ここでは顔注中の音注「缺音決」も瓚注に含まれている。

㉔「絶」に関する師古注は成帝紀にもある。

「不敢絶馳道、」

應劭曰：馳道、天子所行道也、若今之中道。

師古曰：絶、横度也。

ここでは「直渡」ではなく「横度 (= 渡。よこぎる)」と注されている。

㉕ 王念孫 (1744~1832) 『讀書雜誌』。

㉖ 王念孫にも「臣瓚」と「薛瓚」とを混用している箇所がある。

㉗ 王念孫曰、顔用薛瓚注而誤、澤鹵即斥鹵、非謂沮澤也、……瓚以澤爲水澤、鹵爲鹹鹵、分澤鹵爲二義、亦失之。